

藤沢市法人立保育所に対する運営等業務助成費取扱基準

1991. 4. 1	制 定	1998. 4. 1	第14次改正	2011. 4. 1	第28次改正	2020. 10. 1	第42次改正
1992. 2. 20	第 1次改正	1999. 2. 25	第15次改正	2012. 4. 1	第29次改正	2021. 2. 1	第43次改正
1992. 4. 1	第 2次改正	1999. 4. 1	第16次改正	2013. 4. 1	第30次改正	2021. 4. 1	第44次改正
1993. 2. 19	第 3次改正	2000. 4. 1	第17次改正	2014. 4. 1	第31次改正	2022. 2. 25	第45次改正
1993. 4. 1	第 4次改正	2001. 4. 1	第18次改正	2015. 4. 1	第32次改正	2022. 10. 1	第46次改正
1994. 2. 18	第 5次改正	2002. 4. 1	第19次改正	2016. 2. 25	第33次改正	2023. 4. 1	第47次改正
1994. 4. 1	第 6次改正	2003. 4. 1	第20次改正	2016. 4. 1	第34次改正	2023. 11. 1	第48次改正
1995. 2. 24	第 7次改正	2004. 4. 1	第21次改正	2017. 4. 1	第35次改正	2024. 4. 1	第49次改正
1995. 4. 1	第 8次改正	2005. 4. 1	第22次改正	2018. 1. 1	第36次改正	2024. 11. 1	第50次改正
1996. 2. 26	第 9次改正	2006. 4. 1	第23次改正	2018. 4. 1	第37次改正		
1996. 4. 1	第10次改正	2007. 4. 1	第24次改正	2019. 4. 1	第38次改正		
1997. 2. 18	第11次改正	2008. 4. 1	第25次改正	2019. 10. 31	第39次改正		
1997. 4. 1	第12次改正	2009. 4. 1	第26次改正	2020. 4. 1	第40次改正		
1998. 2. 18	第13次改正	2010. 4. 1	第27次改正	2020. 5. 1	第41次改正		

第 1 総 則

1. 趣 旨

この取扱基準は、市内法人立保育所に対して、人件費、管理費及び地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業等について、予算の範囲内で助成することに関し、必要な事項を定めるものである。

2. 助成の目的

- (1) 本市の定める基準の職員を配置している施設に対し、人件費を助成することで保育の質の向上を図り、また、施設管理に関する助成を実施することにより、安定と円滑な保育運営に資することを目的とする。
- (2) 新制度における地域子ども・子育て支援事業において、事業に位置づけられた一時預かり・病後児保育事業を委託し、多様な保育ニーズや増加する利用希望者への対応を図る。
- (3) 国・県による補助事業に対応した助成を行い、より充実した保育を利用者へ提供する。

第 2 運営等業務の助成費の構成

運営等業務の助成費の構成は、次のとおりとする。

人件費に関する助成		管理費等に関する助成
① 低年齢児受入対策緊急支援事業 ② 民間保育所健康管理体制強化事業 ③ 要保護児童保育所受入促進事業 ④ 保育エキスパート等養成事業 ⑤ 短時間保育士雇上事業 ⑥ 保育補助者雇上強化事業	⑦ 保育士・調理員人件費助成 ⑧ 保育体制強化助成 ⑨ 特別支援保育事業 ⑩ 個別支援児童受入助成 ⑪ 児童受入促進助成	① 管理運営費助成 ② A E D設置助成
		地域子ども・子育て支援事業 ① 延長保育事業 ② 一時預かり事業 ③ 年度限定保育事業 ④ 病後児保育事業 ⑤ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

第3 人件費に関する助成

1 低年齢児受入対策緊急支援事業（県・市）

(1) 目的

待機児童の大部分を占める0歳児の緊急的な入所の対応を図るため、定員を超過して児童の受け入れを行う施設に対し助成を行う。

(2) 対象経費

年度途中に0歳児を定員超過して受け入れるための保育士を、年度当初から雇用する経費

(3) 算出方法

○助成額＝定員超過児童数÷配置基準×316,402円×配置月数 ※千円未満切捨て

(4) 積算例

① 10月に0歳児を3人、定員超過して受け入れた場合

保育士1人分＝定員超過児童数（3人）÷配置基準（3）

助成額 1,898,000円≒1人×6月（4月～9月）×316,402円

② 8月に0歳児を1人、定員超過して受け入れた場合

保育士0.3人分＝定員超過児童数（1人）÷配置基準（3）

助成額 379,000円≒0.3人×4月（4月～7月）×316,402円

(5) 助成条件等

ア．年度途中での0歳児の定員超過受入のために、年度当初から保育士を雇用していること。

イ．助成額は、施設型給付等と重複しないようにすること。

ウ．助成額は、超過受入児童数に必要な保育士数に応じたものとする。

エ．助成対象期間は、最長6ヶ月（4月～9月）とする。

オ．保育士を雇用していても、年度途中に0歳児を定員超過して受け入れなかった場合は助成対象としない。

2 民間保育所健康管理体制強化事業（県・市）

(1) 目的

施設において看護師又は保健師（以下「看護師等」という。）を配置することで、児童の健康管理、感染症の予防、アレルギー時の対応等の取組みを充実し、児童の健やかな成長と安全の確保を図る。

(2) 対象経費

看護師等を雇用する経費

(3) 算出方法

○助成額＝配置月数×助成単価（月額30,800円）※千円未満切捨て

※2人以上の看護師等を配置しても、単価は一律30,800円。

(4) 積算例

5月から3月まで看護師等を配置した場合

○助成額338,000円≒11月×30,800円

(5) 助成条件等

雇用する看護師等は、勤務する日が月20日以上で、1日の勤務時間が6時間以上であること。なお、短時間勤務の看護師等を雇用する場合も、複数人をもって月20日以上、1日の時間が6時間以上の配置となること。

3 要保護児童保育所受入促進事業（県・市）

(1) 目的

DV等による要保護児童及び保護者の支援を充実し、虐待の再発防止と他園児の保育への影響緩和を図る。

(2) 対象経費

国の定める配置基準を超えて非常勤保育士を雇用する経費

(3) 算出方法

○助成額 = 受入月数 × 助成単価(月額 57,816円) ※千円未満切捨て

※複数の児童を受け入れても、単価は一律 57,816円。

(4) 積算例

4月から12月まで対象児童を2人受け入れた場合

○助成額 520,000円 $\div$ 9月 $\times$ 57,816円

(5) 助成条件等

ア. 「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取り扱いについて」（平成16年8月13日 雇児発第0813003号 雇用均等・児童家庭局通知）に基づく対応等により、児童相談所や要保護児童対策地域協議会からの報告、通知、又は各市町村において虐待の恐れがあるとされた児童の受け入れをしていること。

※ 管外からの受託児童は助成対象とするが、障がい児等については対象外

イ. 児童を支援する非常勤保育士の雇用があること。

ウ. この助成は、国の定める配置基準を超えて保育士を配置するために必要な経費にあてること。

4 保育エキスパート等養成事業（県・市）

(1) 目的、対象経費

国の新たな処遇改善策（月額4万円・5千円）の条件となる「保育エキスパート等研修」を受講する保育士の、代替保育士の雇用経費を補助する。

(2) 算出方法

○補助単価 8,190円／日 ※千円未満切捨て

(3) 積算例

積算例 保育エキスパート等研修に2人、合計8日間参加する場合

研修日数8日 $\times$ 8,190円 $\div$ 65,000円

※保育士全員が、他の研修に年3日以上参加した場合

(4) 助成条件等

ア. 保育エキスパート等研修を受講する保育士の代替保育士であること。

イ. 国の定める配置基準を超える保育士を配置していること。

ウ. 代替保育士は、常勤・非常勤を問わない。

エ. 施設型給付に算入されている研修代替保育士の雇用費（年3日）と重複しないこと。

5 短時間保育士雇上事業（県・市・事業者）

(1) 目的、対象経費

ローテーション外の短時間勤務保育士の雇上げに必要な費用の一部を補助することで、潜在保育士の復職支援を行う。

(2) 算出方法

○助成額 = 配置月数 × 助成単価（月額170,000円／人） × 1 / 2

(3) 助成条件等

- ア．原則、1日5時間以内かつ週5日以内の勤務で、新たに雇用した保育士であること。
- イ． かながわ保育士・保育所支援センターを通して雇用した保育士であること。

6 保育補助者雇上強化事業（国・県・市）

(1) 目的、対象経費

ア． 保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）及び保育士として職場復帰を目指す保育士（以下「有資格保育補助者」という。）を保育所等に勤務する保育士の補助を行う者として雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。

イ． 保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者及び有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

(2) 算出方法

○補助単価

ア． 定員121人未満の施設・・・年額3,079,000円と補助対象経費となる保育補助者の雇上げ等に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）

イ． 定員121人以上の施設・・・年額6,158,000円と補助対象経費となる保育補助者の雇上げ等に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）

(3) 助成条件等

本事業により雇い上げる保育補助者等は、以下の要件をいずれも満たす者とする。

- ア． 保育補助者は、保育士資格を有していない者であること。また、雇用後は、保育士資格の取得を促すこと。
- イ． 有資格保育補助者は、保育士資格を有する者であって現に保育士として就業していない者であること。なお、有資格保育補助者としての従事期間は採用から1年を限度とする。
- ウ． 子育て支援員研修（地域保育コース）を修了した者又は、保育に関する40時間以上の実習を受けた者であること。
- エ． 対象となるものは、新たに雇用した者であること。ただし、本事業により新たに雇上げを行った保育補助者は、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象とすることができる。

7 保育士・調理員人件費助成（市）

(1) 目的

1歳児の保育については児童5人に対する保育士1人の配置とし、調理員は定員に応じた配置をするなど、国の定める基準を超える市基準の配置により、質の高い充実した保育を図る。

(2) 対象経費

保育士・調理員（栄養士）について、国の定める配置基準を超えて本市の定める配置をする場合の必要な雇用経費。入所児童数が定員に満たない場合は、市基準配置は定員数より算出する。

(3) 算出方法

○助成額 = *配置差 × 配置月数 × *助成単価

*助成単価

雇用形態	平均勤続年数 (処遇改善等加算率)	月額助成単価(円)	
		保育士	調理員(栄養士)
常勤	10年以上	429,000	367,000
常勤	7年以上10年未満	407,000	350,000
常勤	4年以上 7年未満	383,000	330,000
常勤	4年未満	345,000	300,000
(常勤的)非常勤・非正規		314,000	279,000
(短時間)非常勤・非正規		240,000	188,000

※常勤の助成単価は、処遇改善等加算に基づく1人あたりの平均勤続年数より算出。

*配置差 … 市の配置実績－国配置基準(保育士は入所児童数による算出)

<市配置基準>

①所長
②保育士
・主任 1人(分園又は定員180名以上+1人)
・クラス担任 … 配置計算
0歳児→3:1 1歳児→5:1 2歳児→6:1
3歳児→15:1 4、5歳児→25:1
・フリー 2人(定員50名以下の分園1人)
③調理員(栄養士)
概ね定員40名につき1人(満たない部分は非常勤)
※調理委託は、人数すべて(常勤的)非常勤の対応
40名以下 1人+非常勤、41～80名 2人
81～110名 2人+非常勤、111～140名 3人+非常勤
141～170名 4人+非常勤、171～200名 5人
201～230名 5人+非常勤、231～260名 6人+非常勤

<国配置基準>

①所長(加算)
②保育士
・主任(加算)
・クラス担任保育士 … 全体計算
0歳児→3:1 1、2歳児→6:1
3歳児→15:1 4、5歳児→25:1
・休憩 … 定員90名以下 常勤 1人
(91名以上 非常勤 1人)
・質改善後 延長保育基本分 1人
(非常勤 3時間 1人)
③調理員
定員40名以下 1人、41～150名 2人
151名以上 3人うち1人は非常勤
※栄養士(加算)

(4) 積算例

(例) 定員80名の認可保育所の場合 ※職員の平均勤続年数 8年

※0歳児の定員割れケース

クラス	定員	入所数
0歳児	6	3
1歳児	12	12
2歳児	14	14
3歳児	16	16
4歳児	16	16
5歳児	16	16
計	80	77

① 配置差 … 市配置と国基準の比較により算出

市 基 準 配 置 A	0歳児	3:1	①	2	国 基 準 配 置 B	0歳児	3:1	①	1.0
	1歳児	5:1	②	3		1～2歳児	6:1	②	4.3
	2歳児	6:1	③	3		3歳児	15:1	③	1.0
	3歳児	15:1	④	2		4～5歳児	25:1	④	1.2
	4～5歳児	25:1	⑤	2		小計(①～④)	⑤	8	
	小計(①～⑤)	⑥	12	定員90人以下		⑥	1		
	フリー2名	⑦	2	延長保育基本分		⑦	1		
	保育士数(計⑥+⑦)	⑧	14	保育士数(計⑤～⑦)		⑧	10		
	調理員数		2	調理員数			2		

※入所数での算出

配置差	保育士数	調理員数
A - B	4	0

② 対象職員・・・国基準を超える部分が算定対象

雇用形態	職員名簿
常勤	園長
常勤	主任
常勤	保育士 ①
常勤	保育士 ②
	⋮
常勤	保育士 ⑨
常勤	保育士 ⑩
常勤	保育士 ⑪
(常)非常勤	保育士 ⑫
(短)非常勤	保育士 ⑬
(短)非常勤	保育士 ⑬
(短)非常勤	保育士 ⑭
(短)非常勤	保育士 ⑭

算定対象

1日6時間・月20日以上
(120時間程度)で1人分

○助成額 = 14,412,000 円
 配置差1人×12月×常勤407,000円
 +配置差1人×12月×(常)非常勤314,000円
 +配置差2人×12月×(短)非常勤240,000円

(5) 助成条件等

- ア. 配置の対象は、保育士(園長・主任1人分を除く)、調理員(栄養士)とし、雇用の実績があること。原則、各月初日の実績を基準とする。
- イ. 短時間勤務の非常勤保育士の場合にあっては、複数人をもって月20日以上、1日の時間が6時間以上(月120時間程度)の職員が配置されていること。
- ウ. 短時間勤務の非常勤調理員(栄養士)の場合にあっては、複数人をもって月20日以上、1日の時間が5時間以上(月100時間程度)の職員が配置されていること。
- エ. 対象となる保育士、調理員(栄養士)は、本市の定める配置と国の配置基準の差分とする。なお、配置差については、常勤職員を優先的に並べて終端における雇用形態を算定対象とする。
- オ. 3歳児クラスの定員超過による市配置保育士については保育体制強化助成により助成する。

8 保育体制強化助成(市)

(1) 目的

国の定める配置基準を超えて、一定の条件のもとで補完的役割を担う職員を施設に配置し、人員強化に伴う保育運営のさらなる安定と充実を図る。

(2) 対象経費

本市の定める人員配置をする場合の必要な雇用経費

(3) 算出方法

○助成額 = 配置月数 × *助成単価

*助成単価

職員等	月額助成単価(円)	備考
休日・夜間対応保育士	非常勤保育士単価	保育士・調理員人件費助成の単価を準用
休日対応加配保育士	201,900	休日保育の受入児童数増への対応
休日対応特別加算	27,000	休日保育の適正な職員配置への対応
3歳待機児解消保育士	135,000	3歳クラスの定員超過による市配置増の対応
用務員	100,000	4h パート勤務相当
	145,000	※「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合は下段の月額助成単価(円)を適用
嘱託医・嘱託歯科医	56,200	定員180名以上の施設への配置
嘱託医	200(対象児童1名当たり)	嘱託医報酬の増加分
常勤事務員	62,000	非常勤職員との差額分

(4) 助成条件等

対象となる職員は、次の条件に該当する者で雇用の実績があること。原則、各月初日の実績を基準とする。

職員等	人数	条件等
休日・夜間対応保育士	1名	・ 休日・夜間保育の実施園において、ローテーションへの対応および複数配置への対応のための保育士(フリー)の雇用であること。
休日対応加配保育士	1名	・ 休日保育の実施園において受入児童の増加に対応するため上記の休日・夜間対応保育士に加え保育士の配置が必要であること。 ・ 別紙、保育士加配申請書の提出により休日対応の保育士が概ね4名となっていることが確認できることを助成の条件とする。
休日対応特別加算	3名分	・ 上記「休日・夜間対応保育士」の該当があることを助成の条件とする。
3歳待機児解消保育士	市配置 20:1	・ 3歳児クラスにおける定員を超える児童の受け入れで、市基準の配置を上回って保育士の配置が必要となる場合の雇用であること。 ・ 定員を超える児童は、新規・前年度からの在園児を問わない。
用務員	1名	・ 清掃等の保育周辺業務(子どもに直接接する業務を含まない)を担う保育士の支援者の雇用であること。 ・ 「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合は、本市主催の交通安全に関する講習会等に参加すること。
嘱託医・嘱託歯科医	各1名	・ 定員180名以上の施設において、国基準の配置(公定価格により対応)に加えてさらに各1名の配置が必要な状況であること。
嘱託医		・ 嘱託医1名に係る4月の入所児童数が121名～179名の保育所が対象。 ・ 120名以上の児童数×200円を嘱託医報酬に増額する。ただし、5月以降の入所児童数の増減には対応しない。
常勤事務員	1名	・ 施設専任の常勤事務員としての雇用であること。(公定価格上の事務雇上加算との差額分の助成)

9 特別支援保育事業(市)

(1) 目的

特別に支援が必要な障がいのある児童について、当該児童の保育に必要な保育士を配置することで、児童の健全な社会性の成長発達を促進し、施設の安定した保育環境を醸成する。

(2) 対象経費

対象児童の受け入れに係る保育士の雇用経費

(3) 算出方法

ア. 保育士 1 人採用の場合

* 助成単価

対象児童	月額助成単価(円)
1名	163,000
2名	223,000
3名	283,000
4名	342,000
5名	402,000
6名	462,000

※保育士1人採用の場合は対象児6人を上限とする。

イ. 保育士 2 人採用の場合

* 助成単価

対象児童	月額助成単価(円)
4名	447,000
5名	506,000
6名	566,000
7名	626,000
8名	685,000
9名	745,000

※保育士2人採用の場合は対象児9人を上限とする。

(4) 助成条件等

ア. 対象となる児童は、藤沢市内に住所を有する 4 月 1 日現在で 3 歳以上の児童とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。対象の基準及び申請に必要な書類については次の表のとおりとする。

- (ア) 知的障がい児と認められるもの
- (イ) 身体障がい児と認められるもの
- (ウ) 発達障がい児と認められるもの
- (エ) 病弱児と認められるもの
- (オ) その他市長が必要と認めるもの

* 対象の基準

対象児の区分	対象基準	申請書に添付する証明書類
知的障がい	児童相談所において知的障がいであると判定された児童	(1)療育手帳の写し (2)特別児童扶養手当証書の写し (3)証明書(半年以内発行されたもの)
身体障がい	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障がいの状態にある児童	(1)身体障がい者手帳の写し (2)特別児童扶養手当証書の写し (3)身体障害者福祉法第15条に規定する指定医が作成した身体障がい者診断書・意見書(半年以内に発行されたもの)
発達障がい	発達障害者支援法第2条第2項に規定する障がいを有するために日常生活または、社会生活に制限をうける児童	診断書・意見書(半年以内に医師が発行した障がい名及び障がいの程度、集団生活に援助が必要であることが明記されたもの)
病弱	学校教育法施行令第22条の3の表中区分欄の病弱者(慢性の呼吸器疾患・腎臓疾患・神経疾患・悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもの)に規定する障がいを有する児童	診断書・意見書(半年以内に医師が発行した疾患名及び疾患の程度、集団生活に援助が必要であることが明記されたもの)

10 個別支援児童受入助成（市）

(1) 目的

個別に支援が必要な児童について、当該児童の保育に必要な保育士又は同等の者（以下「保育士等」という。）を配置することで、児童の健全な社会性の成長発達を促進し、施設の安定した保育環境を醸成する。

(2) 対象経費

保育士等の雇用経費又は対象児童の受け入れに必要な物品購入等に係る経費

(3) 算出方法

○助成額 = 配置月数 × ＊助成単価

＊助成単価

対象児童	月額助成単価(円)
1名	135,000
2名	163,000
3名	192,000

※対象児童数に応じた単価

(4) 助成条件等

ア. 対象となる児童は、本市の特別支援保育事業において、支援対象に該当しない児童であり、本市と施設との協議により、成長発達の促進等に配置が必要であると本市が判断した児童とする。加配の申請については保育士増員協議書の提出をおこなうこと。

イ. 原則として、対象児童2人に対して保育士等1人の配置とする。
ただし、同年齢の児童が3人の場合や対象児童の状況によっては、対象児童3人に対して保育士等1人の配置を可能とする。また、特別な事情が認められる場合は、この限りでない。その場合については、本市と施設との協議により本市が判断する。

ウ. 保育士等については、対象児童の保育について、知識・経験を有し、適宜必要な研修を受けるなどの研鑽に努めること。

エ. 保育士等の配置をしない場合は、対象児童の特性に応じ、必要な遊具等の確保をするなど成長発達を促進するための整備等に努めること。

11 児童受入促進助成（市）

(1) 目的

待機児童が多く生じる1歳児を、定員よりも多く受け入れた施設に対して、一定額の助成を行うことにより、待機児童の解消を図る。

(2) 算出方法

○助成額 = 1歳児定員を超えて受け入れた児童数 × 助成単価 87,000円

(3) 積算例

1歳児定員12名、毎月14名ずつ1年間受け入れた場合

○助成額 = 24名 × 87,000円 = 2,088,000円

単位（人）													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
① 1歳児定員	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
② 1歳児受け入れ児童数	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	168
②-①	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

(4) 助成条件等

ア. 面積要件及び配置基準を満たしていること。

イ. 対象施設において保育士不足による受け入れ制限を行っていないこと。

第4 管理費等に関する助成

1 管理運営費助成（市）

(1) 目的

施設運営に係る器材備品、園舎管理及び施設職員等の衛生管理の充実に図ることで入所児童の処遇を改善する。

(2) 対象経費

器材備品や衛生管理等の施設管理全般に係る経費

(3) 算出方法

○助成額 = (各月初日の)入所児童数の合計 × ＊助成単価

＊助成単価

定員	月額単価（円）	定員	月額単価（円）
20～39名	5,620	100～119名	2,820
40～59名	4,620	120～139名	2,720
60～79名	3,520	140～159名	2,620
80～99名	3,420	160～179名	2,520
		180名以上	2,420

(4) 助成条件等

各月初日の入所児童数に応じて助成するものとし、対象児童は市外からの受託児童を含めるものとする。

2 AED設置助成（市）

(1) 目的

入所児童及び施設職員等の心室細動等に対して、早期の救命措置がとれるようAED（自動体外式除細動器）を施設に設置する。

(2) 対象経費

リース又はレンタル料によるAED設置の経費

(3) 算出方法

リース又はレンタル料の年間実費相当額

(4) 助成条件等

ア．リース又はレンタル契約によるAED設置であること。

イ． 1施設1台を原則とするが、180名以上の定員又は分園を設置している場合は、さらに1台の設置に努めること。

第5 地域子ども・子育て支援事業

1 延長保育事業（国・県・市）

(1) 目的

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、当該事業による保育環境を整備し、もって児童福祉の向上を図る。

(2) 対象経費

標準時間認定の対応にあつては、11時間の開所時間の前後の時間において30分以上の延長保育を実施する場合にかかる経費、短時間認定の対応にあつては、施設が設定する8時間の利用時間帯を超える延長保育の実施をする場合にかかる経費

(3) 算出方法

ア. 標準時間認定	(ア) 30分延長	1施設当たり	年額	600,000 円
	(イ) 1時間延長	1施設当たり	年額	1,760,000 円
	(ウ) 2・3時間延長	1施設当たり	年額	2,761,000 円
イ. 短時間認定	(ア) 1時間延長	1人当たり	年額	20,200 円
	(イ) 2時間延長	1人当たり	年額	40,400 円
	(ウ) 3時間延長	1人当たり	年額	60,600 円

(4) 助成条件等

ア. 延長保育の実施時間帯には、保育士 2 人以上の配置をして対応すること。

イ. 標準時間認定

- (ア) 30分延長 開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 1人以上いる施設
- (イ) 1時間延長 開所時間を超えて 1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 3人以上いる施設
- (ウ) 2時間延長 開所時間を超えて 2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 3人以上いる施設
- (エ) 3時間延長 開所時間を超えて 3時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 3人以上いる施設
- (オ) 平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た人数とする。

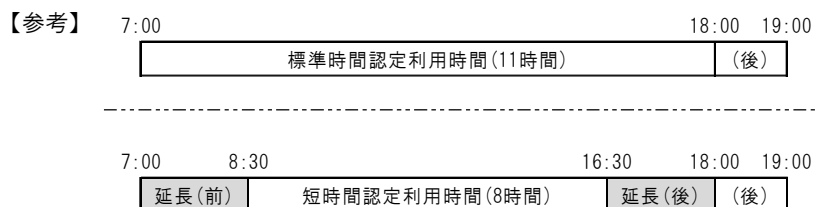
ウ. 短時間認定（11時間の開所時間内における延長保育）

- (ア) 1時間延長 8 時間の利用時間帯を超えて 1 時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 1人以上いる施設
- (イ) 2時間延長 8 時間の利用時間帯を超えて 2 時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 1人以上いる施設
- (ウ) 3時間延長 8 時間の利用時間帯を超えて 3 時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の 1日当たり平均対象児童数が 1人以上いる施設
- (エ) 平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た人数とする。
- (オ) 11 時間の開所時間を超える延長保育の利用もある場合は、平均対象児童数について、標準時間認定の対象児童数と合算する。
- (カ) 利用時間帯の前後で延長保育を実施する場合、原則、前後それぞれでの延長保育時間及び平均対象児童数で算出する。ただし、延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が 1人以上いる時間の前後を合算して算出することとする。

※ 延長保育時間の前後が、それぞれ 1時間30分の設定の場合、延長保育は 3時間延長としての適用となる。

※事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、年額に 2 分の 1 を乗じる。

※ 1 5 分未満の延長については、対象児童数に含めない。



2 一時預かり事業（国・県・市）

(1) 目的

一時的な就労や入院等の緊急時に、家庭での保育が困難となる場合の需要に対応するため、当該事業による人員体制を整備し、もって児童福祉の向上を図る。

(2) 対象経費

一時預かり事業に要する保育士等及び運営事務に係る経費

(3) 算出方法

○保育士等 2 人 保育士・調理員人件費助成における保育士単価 × 配置月数

※子育て支援員を配置した場合は、次の単価とする。

*助成単価

雇用形態	平均勤続年数 (処遇改善等加算率)	月額助成単価(円)
		子育て支援員
常勤	10年以上	375,000
常勤	7年以上10年未満	356,000
常勤	4年以上 7年未満	334,000
常勤	4年未満	300,100
(常勤的)非常勤・非正規		274,000
(短時間)非常勤・非正規		201,000

※常勤の助成単価は、処遇改善等加算に基づく1人あたりの平均勤続年数より算出。

○運営事務費 年額 248,000 円 + 生活保護世帯保育料減免分（実績支払）

(4) 助成条件等

ア．本市の一時預かり事業実施要綱の規定を遵守すること。

イ．事業実施にあたり、保育士等 2 人の配置により対応を図ること。

※保育士 1 人及び子育て支援員研修(基本研修及び専門研修の一時預かりコース又は地域型保育コース)を修了した者を配置することを可能とする。

ウ．生活保護世帯保育料減免分については 2 月末時点の実績および 3 月の申込状況の実績により助成する。

3 年度限定保育事業（国・県・市）

(1) 目的

保育所等の入所が保留となった 1～2 歳児を対象に、保育所の空きスペースや余裕のある保育室を活用し、期間限定（1 年度間）で保育の受け入れ枠を一時的かつ臨時的に確保する。

(2) 対象経費

年度限定保育事業に要する保育士及び運営事務に係る経費

(3) 算出方法

○ 1 時間保育 対象児童 1 人あたり (145,000円－利用者負担額) × 受入月数

○ 8 時間保育 対象児童 1 人あたり (106,000円－利用者負担額) × 受入月数

利用者負担額(保育料)表の 階層区分	基本利用料(月額)	
	通常保育型 (11時間利用)	一時預かり型 (8時間利用)
A～C5	20,000円	14,000円
C6～C7	30,000円	21,000円
C8～C9	40,000円	29,000円
C10～C12	50,000円	36,000円
C13～C18	60,000円	43,000円

※市民税が未申告の場合、最高所得の世帯と判定。

※年度中の額変更や減免制度は無し。

(4) 助成条件等

ア．本市の年度限定保育事業実施要綱の規定を遵守すること。

イ．職員の配置は、児童福祉法施行規則第 3 6 条の 3 5 第 1 号ロ及びハに規定する基準を満たしていること。ただし、1 歳児については職員 1 人に対し児童 5 人までとすること。

4 病後児保育事業（国・県・市）

(1) 目的

病気の回復期により集団保育が困難な児童について、保護者の就労等の都合により家庭で保育ができない場合の需要に対応するため、当該事業による人員体制を整備し、もって児童福祉の向上を図る。

(2) 対象経費

病後児保育事業に要する看護師等、保育士及び運営事務に係る経費

(3) 算出方法

- 看護師等 1人 保育士・調理員人件費助成における保育士単価に月額 30,200円を上積み
- 保育士 2人 保育士・調理員人件費助成における保育士単価 × 配置月数
- 運営事務費 年額 1,750,000円 + 利用児童一人当たり500円（令和2年10月基本保育料減額調整分）+ 生活保護世帯・市民税非課税世帯保育料減免分

(4) 助成条件等

- ア. 藤沢市病児保育事業実施要綱の規定を遵守すること。
- イ. 事業実施にあたり、看護師等 1人及び保育士 2人の配置により対応を図ること。

5 実費徴収に係る補足給付を行う事業（国・県・市）

(1) 目的

施設が保護者から徴収できる行事参加費等の便宜に要する費用について、生活保護世帯を対象に、徴収費用の一部を助成することで経済的な負担の軽減を図る。

(2) 対象経費

施設が生活保護世帯から徴収する教材費・行事費（給食費を除く費用。以下「実費徴収額」という。）に要する費用。対象となる実費徴収額については別紙に記載。

(3) 算出方法

- 助成額 1人あたり 月額 2,500 円

(4) 助成条件等

- ・ 施設は、生活保護世帯の保護者から申請があった場合、対象となる実費徴収額のうち月額2,500円を上限として減免を行う。
- ・ 施設は、減免を行った児童ごとに記録票を作成し、減免を行った月、品目および金額の記録を行う。

第6 運営等業務の支払方法

- 1 年度当初の運営等業務委託の契約額は、前年度の実績に基づく概算額とし、年度末において、保育士配置等の実績に応じた変更契約により精算を行う。

なお、新規開所施設の契約額については、事前に提出された資料等に基づく概算額とし、年度末において、保育士配置等の実績に応じた変更契約により精算を行う。

- 2 支払い時期については、次のとおりとし、各回の月末までの支払いとする。

① 4月 ② 5月 ③ 6月 ④ 9月 ⑤ 11月 ⑥ 2月 ⑦ 3月 ⑧ 4月（精算）

※①～⑦の支払金額は、等分ではなく、施設側の各月の支出の増減等を考慮し決定する。

※年度途中に開所した場合の支払い時期については、開所月以降の上記支払い時期とする。

（例）10月開所の場合・・・支払い時期「①11月 ②2月 ③3月 ④4月（精算）」

- 3 支払請求は、原則、法人理事長から委任を受けた施設長が行う。ただし、株式会社等からの請求については、法人理事長又は代表取締役等の代表者が行うものとする。